

2015年4月26日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
理事長 山崎省吾 殿

### 質問書に対する御回答

2015年（平成27年）3月27日付けの、貴法人からの質問書（以下「質問書」といいます。）につきまして、下記のとおり御回答致しますので、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 第1 質問書 1.(1) について

標準約款は旅行業法第12条の3に基づいて定められたものであるところ、旅行業法等の行政法規は、特に禁止又は制限していない事項については、業者の裁量に任せているものと考えます。「同意書」についても、旅行業法が特に禁止又は制限している事項ではないことから、業者の裁量の範囲に任された事項であり、何ら法的問題はないと考えています。なお「同意書」は、標準約款に定められた旅行者の権利を制限するものではないことから、標準約款の規定に抵触するものでもありません。

#### 第2 質問書 1.(2) について

当社と旅行者間の旅行契約は、旅行者の旅行の申し込みに対して、当社が承諾した時に成立するものと考えます。

#### 第3 質問書 2.(1) について

今日まで、旅行者が「同意書」への署名を拒否したケースはありません。

#### 第4 質問書 2.(2) について

仮定のお話については、回答を控えさせていただきます。

#### 第5 質問書 3.(1) について

当社が、旅行者に対し M.O.C.のイベントに付随する危険を十分に説明することが前提になっているのご理解で問題ありません。

#### 第6 質問書 3.(2) について

標準約款第29条の旅程保証にかかる財産上の損害填補を求める請求権についても、標準約

款第 28 条の特別補償請求権と同様に、放棄されない旨を明示するように「同意書」を下記のように修正致します。

## 記

### 同意書

私は、M.O.C.のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。但し、募集型企画旅行契約の場合には、私は、標準旅行業約款に基づき貴社の定める国内（または海外）募集型企画旅行条件書に規定される特別補償および旅程保証に関する請求権を放棄するものではありません。

#### 第 7 質問書 3.(3) について

「責任」とは、商法及び民法上の「責任」を想定しています。すなわち「貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。」とは、当社に故意又は過失無ければ、当社に商法及び民法上の責任が生じないことを旅行者に確認して頂く趣旨です。

#### 第 8 質問書 4.(1) について

同意欄のクリックがあった場合には、別途「同意書」への署名は求めません。

#### 第 9 質問書 4.(2) について

店頭あるいは電話による申し込み等、ホームページ以外の方法による申し込みをした旅行者に対しては、「同意書」への署名を求めることとなります。

#### 第 10 質問書 5. について

記載内容は、上記第 6 を除き既に変更しました。具体的には、ホームページ上の記載内容は、平成 27 年 3 月 23 日午後 1 時頃までに変更し、チケット上の記載内容については、平成 27 年 4 月 1 日に印刷所より記載変更後のチケットが入荷したことから、同日発送分の一部から変更されています。

以上

〒550-0013

大阪市西区新町 2 丁目 2-2

株式会社 ベルカディア

代表取締役 辰野 勇

